令和８年１２月

# 射水市議会定例会議案説明書

議案第５８号
　令和８年度射水市一般会計補正予算（第３号）

議案第５９号
　令和８年度射水市一般会計補正予算（第４号）

議案第６０号
　令和８年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）

議案第６１号
　令和８年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第６２号
　令和８年度射水市水道事業会計補正予算（第１号）

議案第６３号
　令和８年度射水市下水道事業会計補正予算（第３号）

議案第６４号
　令和８年度射水市病院事業会計補正予算（第３号）

以上７議案については、別途説明につき説明省略

**議案第６５号**

**射水市使用料の適正化に伴う関係条例の整備について**

（説　明）

受益と負担の公平性を確保する観点から、使用料・手数料の適正化に関する基本方針に基づき、見直しが必要な使用料を改定するため、関係条例の規定の整備を行うもの。

１　基本方針に基づく算定方法

使用料基準額は、次の式で算定する。ただし、算定した額が現行の使用料と大きくかい離する場合は、急激な値上げによる市民生活への影響を考慮し、改定後の使用料を、現行の使用料の１．５倍を超えない範囲で設定する（激変緩和措置）。

使用料の算定方法

使用料基準額 ＝ 原価 × 受益者負担率

⑴　貸室等（ホール、会議室等）の原価計算

１時間当たり原価 ＝（人件費＋物件費＋減価償却費）÷ 貸出対象総面積
÷（年間利用可能時間×稼働率）× 利用面積

⑵　個人利用施設（プール等）の原価計算

１人当たり原価 ＝（人件費＋物件費＋減価償却費）÷ 年間施設利用者数

２　各施設において考慮する事項

⑴　利用区分の設定

ア　新湊中央文化会館、小杉文化ホール及び大門総合会館の会議室について、「３時間まで」の区分を廃止し、「２時間まで」及び「３時間」の区分を新設する。

イ　大門総合会館について、「４０２会議室」及び「４０３会議室」の区分を廃止し、「４０２・４０３会議室」の区分を新設する。

ウ　コミュニティセンターについて、「５０㎡未満の室」の区分を廃止し、「３０㎡未満の室」及び「３０㎡以上５０㎡未満の室」の区分を新設する。

エ　観光交流センターのシェアキッチンについて、利用区分を「１回当たり」から「１時間当たり」に見直す。

⑵　冷房加算の取扱い

学校体育施設の開放において、空調設備が備えられた体育館を開放する場合の「６月１日から９月３０日までの期間」の使用料を新設する。

⑶　設定料金の調整

ア　大島絵本館の入館料については、近隣自治体の類似施設（美術館等）との均衡を図るため、現行の料金を維持する。

イ　新湊中央文化会館、小杉文化ホール、大門総合会館及び斎場については、近隣自治体との均衡を図るため、改定幅を抑制して設定する。

ウ　フラワーパーク沖塚原パークゴルフ場については、南郷及び下村パークゴルフ場との設置目的及び規模の違いから現行の料金を維持する。

⑷　その他

海竜スポーツランドのプール専用使用料について、小学校のプール授業利用に必要な「子供用プール」の区分を新設する。

３　改正後の使用料の適用及び経過措置

原則として、施行日以後の施設の利用等に係る使用料から改定後の料金によるものとするが、施行日前に許可をしたものについては、経過措置の規定により、現行の料金を適用するものとする。

4　関係条例

| No. | 条　例　名 | 所　管　課 |
|---|---|---|
| 1 | 射水市大島絵本館条例 | 市民活躍・文化課 |
| 2 | 射水市陶房「匠の里」条例 | |
| 3 | 射水市新湊中央文化会館条例 | |
| 4 | 射水市小杉文化ホール条例 | |
| 5 | 射水市大門総合会館条例 | |
| 6 | 射水市コミュニティセンター条例 | |
| 7 | 射水市都市公園条例 | 環境課 |
| 8 | 射水市斎場条例 | |
| 9 | 射水市新湊交流会館条例 | 地域福祉課 |
| １０ | 射水市いきいき長寿館条例 | |
| １１ | いみず市民交流プラザ条例 | |
| １２ | 射水市観光交流センター条例 | 観光まちづくり課 |
| １３ | 射水市農村環境改善センター条例 | 農林水産課 |
| １４ | 射水市新湊博物館条例 | （教育委員会）<br>生涯学習・スポーツ課 |
| １５ | 射水市体育施設条例 | |
| １６ | 海竜スポーツランド条例 | |
| １７ | 射水市立学校体育施設の開放に関する条例 | |
| １８ | 射水市フットボールセンター条例 | |

5　施行期日

令和９年４月１日

（附属資料）

使用料の適正化に係る施設使用料　改定料金（案）

**議案第６６号**

**射水市職員の給与に関する条例等の一部改正について**

（説　明）

人事院勧告等の内容に準拠し、本市職員等の給与等について、所要の改正を行うもの。

１　改正内容

⑴　給料（第１条関係）

民間給与との較差を解消するため、全ての給料表の給料月額を引上げ

⑵　期末手当（第１条から第８条まで関係）

ア　一般職員（特定管理職員）の期末手当の年間支給月数を０．０２５月分引上げ

| 区　分 | ６月期 | １２月期 | 計 |
|---|---|---|---|
| 本年度【改定後】 | 1.2625月<br>(1.0625月) | 1.2875月<br>(1.0875月) | 2.55月<br>(2.15月) |
| 令和９年度以降 | 1.275月<br>(1.075月) | 1.275月<br>(1.075月) | 2.55月<br>(2.15月) |

イ　定年前再任用短時間勤務職員である一般職員（特定管理職員）の期末手当の年間支給月数を０．０２５月分引上げ

| 区　分 | ６月期 | １２月期 | 計 |
|---|---|---|---|
| 本年度【改定後】 | 0.7125月<br>(0.6125月) | 0.7375月<br>(0.6375月) | 1.45月<br>(1.25月) |
| 令和９年度以降 | 0.725月<br>(0.625月) | 0.725月<br>(0.625月) | 1.45月<br>(1.25月) |

ウ　議会の議長、副議長及び議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の年間支給月数を０．０５月分引上げ

| 区　分 | ６月期 | １２月期 | 計 |
|---|---|---|---|
| 本年度【改定後】 | 1.75月 | 1.8月 | 3.55月 |
| 令和９年度以降 | 1.775月 | 1.775月 | 3.55月 |

エ　特定任期付職員の期末手当の年間支給月数を０．０２５月分引上げ

| 区　分 | ６月期 | １２月期 | 計 |
|---|---|---|---|
| 本年度【改定後】 | 0.9625月 | 0.9875月 | 1.95月 |
| 令和９年度以降 | 0.975月 | 0.975月 | 1.95月 |

⑶　勤勉手当（第１条、第２条、第７条及び第８条関係）

ア　一般職員（特定管理職員）の勤勉手当の年間支給月数を０．０２５月分引上げ

| 区　分 | ６月期 | １２月期 | 計 |
|---|---|---|---|
| 本年度【改定後】 | 1.0625月<br>(1.2625月) | 1.0875月<br>(1.2875月) | 2.15月<br>(2.55月) |
| 令和９年度以降 | 1.075月<br>(1.275月) | 1.075月<br>(1.275月) | 2.15月<br>(2.55月) |

イ　定年前再任用短時間勤務職員である一般職員（特定管理職員）の勤勉手当の年間支給月数を０．０２５月分引上げ

| 区　分 | ６月期 | １２月期 | 計 |
|---|---|---|---|
| 本年度【改定後】 | 0.5125月<br>(0.6125月) | 0.5375月<br>(0.6375月) | 1.05月<br>(1.25月) |
| 令和９年度以降 | 0.525月<br>(0.625月) | 0.525月<br>(0.625月) | 1.05月<br>(1.25月) |

ウ　特定任期付職員の勤勉手当の年間支給月数を０．０２５月分引上げ

| 区　分 | ６月期 | １２月期 | 計 |
|---|---|---|---|
| 本年度【改定後】 | 0.8875月 | 0.9125月 | 1.8月 |
| 令和９年度以降 | 0.90月 | 0.90月 | 1.8月 |

⑷　初任給調整手当（第１条関係）

医師に対する当該手当の支給限度月額を８００円引上げ

⑸　宿日直手当（第１条関係）

勤務１回に係る支給限度額を引上げ（医師の宿日直勤務＋1,500 円、その他の宿日直勤務＋300 円等）

２　関連条例

⑴　射水市職員の給与に関する条例

⑵　射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

⑶　射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例

⑷　射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

３　施行期日等

⑴　施行期日

条例公布の日。ただし、令和９年度以降の規定（第２条、第４条、第６条及び第８条）については、令和９年４月１日

⑵　適用期日

ア　令和８年の公民較差の解消に係る給料表の改定、初任給調整手当及び宿日直手当に関する規定　令和８年４月１日

イ　令和８年度の期末手当及び勤勉手当に関する規定　令和８年１２月１日

**議案第６７号**

**射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について**

（説　明）

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第４０号）に基づく本市情報システムの標準化に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

１　改正内容

住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）の情報の管理に関する事務について規定するもの。

⑴　条例で定めることにより個人番号を利用することができる事務に、住登外者の情報の管理に関する事務を追加し、当該事務で庁内連携を行う特定個人情報に、住登外者宛名情報を追加するもの。

⑵　教育委員会が、市長部局に対して住登外者宛名情報の提供を求めることができることとするもの。

２　施行期日

条例公布の日

**議案第６８号**

**射水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について**

（説　明）

受益と負担の公平性を確保する観点から、見直しが必要な手数料を改定するため、本市条例について所要の改正を行うもの。

１　使用料・手数料の適正化に関する基本方針に基づく手数料の改定

⑴　手数料の算定方法

手数料基準額は、次の式で算定する。ただし、近隣自治体と著しい差が生じないよう、均衡等に配慮する必要性があると認められるものについては、調整する場合があるほか、算定した手数料基準額が現行と大きくかい離する場合は、急激な値上げによる市民生活等への影響を考慮し、現行手数料の１．５倍を超えない範囲で設定する（激変緩和措置）。

手数料基準額＝ 原価 × 受益者負担率（原則１００％）

手数料原価＝（１分当たりの人件費×処理時間（分）＋ 物件費等）÷ 年間処理件数

⑵　改定内容

手数料基準額が現行料金を上回っている手数料について、現行手数料の１．５倍又は手数料基準額の範囲内において次とおり改定するもの。

| 手数料名 | | 手数料基準額（円） | 改定（案）（円） | 現行（円） |
|---|---|---|---|---|
| 犬、猫等の死体処理 | 収集（１体につき） | ６，６２９ | ２，３００ | １，５４０ |
| | 持込処分（１体につき） | ７０５ | ７００ | ５１０ |
| クリーンピア射水に搬入された家庭系一般廃棄物の処理 | 可燃物（１０kgまでごとに） | ２９０ | １５０ | １２０ |
| | 不燃物（１０kgまでごとに） | ４５０ | ２００ | １６０ |
| クリーンピア射水に搬入された事業系一般廃棄物の処理 | 可燃物（５０kgまでごとに） | １，４５０ | ７５０ | ６２０ |
| | 不燃物（５０kgまでごとに） | １，０００ | １，０００ | ８２０ |
| クリーンピア射水に搬入された処理困難物の処理 | バッテリー（１個につき） | ３６８ | ３５０ | ３１０ |
| | 廃消火器（１本につき） | １，０３６ | １，０００ | ７６０ |
| 野手埋立処分所に搬入された一般廃棄物の処分 | （単位を「１００kgまでごとに」から「１０kgまでごとに」に変更する。） | ３６０（10kg当たり） | １００（10kg当たり） | ８２０（100kg当たり） |
| 一般廃棄物収集運搬業許可申請 | １件につき | １０，４３６ | １０，０００ | ７，５００ |
| 一般廃棄物収集運搬業許可更新申請 | | ７，８７５ | ７，５００ | ５，８００ |
| 一般廃棄物処分業許可申請 | | １０，４３５ | １０，０００ | ７，５００ |
| 一般廃棄物処分業許可更新申請 | | ７，８７５ | ７，５００ | ５，８００ |
| 一般廃棄物収集運搬業事業範囲の変更許可申請 | | ７，８７５ | ５，０００ | ３，７００ |
| 一般廃棄物処分業事業範囲の変更許可申請 | | ７，８７５ | ５，０００ | ３，７００ |
| 浄化槽清掃業許可申請 | | ７，８７５ | ７，５００ | ５，０００ |
| 各種許可証の再交付 | | ３，０７５ | ３，０００ | ２，７００ |

２　し尿収集等を行う場合の手数料の改定

し尿収集等を行う場合の手数料について、公共下水道の普及等によるし尿収集量の減少に伴い手数料収入が年々低下していることに加え、燃料費、人件費等の高騰により収集運搬費用が増加していることから、適正かつ安定的なし尿収集業務の確保のため、次のとおり改定するもの。

| 手数料名 | 改定（案）（円） | 現行（円） |
|---|---|---|
| し尿収集等を行う場合（１ℓまでごとに） | １０ | ６．７ |

３　施行期日

令和９年４月１日

**議案第６９号**

**射水市立幼稚園条例の一部改正について**

（説　明）

令和９年３月３１日をもって七美幼稚園を廃園することに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

１　改正内容

七美幼稚園に係る規定を削除するもの。

２　施行期日

令和９年４月１日

**議案第７０号**

**指定管理者の指定について**

（説　明）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、射水市大門総合会館及び射水市正力・小林記念館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

| 公の施設の名称 | 指定管理者となる団体の名称、<br>主たる事務所の所在地及び代表者名 |
|---|---|
| 射水市大門総合会館 | 株式会社　技研サービス<br>岐阜県岐阜市薮田南３丁目７番２０号<br>代表取締役　棚橋　泰之 |
| 射水市正力・小林記念館 | |

２　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで（３年間）

３　団体の概要等

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| 団体の概要 | 株式会社　技研サービスは、建物・設備の維持管理、各種警備業務、受付・案内業務、その他公共施設等各種施設の管理運営等に係る事業を営むことを目的として設立された。<br>指定管理者としての実績は全国７府県７４施設に及び、ホール施設、公園、体育施設等、幅広く管理運営している。 |
| 過去の実績 | 射水市新湊交流会館<br>平成３１年４月１日から令和４年３月３１日まで<br>令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで<br>射水市いきいき長寿館<br>令和２年４月１日から令和５年３月３１日まで<br>令和５年４月１日から令和９年３月３１日まで<br>いみず市民交流プラザ<br>令和６年４月１日から令和９年３月３１日まで |

４　指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、事業者の新規参入機会を確保することを考慮した。

５　指定管理の内容

⑴　施設及び設備の維持管理に関する業務

⑵　施設の使用許可に関する業務

⑶　施設の利用料金の徴収に関する業務

⑷　事業の企画、実施及び運営に関する業務

６　指定管理者の選定理由

県内外の様々な施設の管理業務を通じて培った経験に基づく管理計画及び地域や利用団体の声を事業等に反映する取組の提案があり、施設の着実かつ効果的な管理運営が期待できると判断した。

**議案第７１号**

**指定管理者の指定について**

（説　明）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、射水市営駐車場の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

| 公の施設の名称 | 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名 |
|---|---|
| 小杉駅前広場駐車場、小杉駅東駐車場、太閤山１０丁目駐車場、太閤山５・６丁目駐車場、大門中町駐車場、越中大門駅前広場駐車場及び大島駐車場 | テクノトラスト　株式会社<br>富山市呉羽町西１６番地２<br>代表取締役　石黒　保行 |

２　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで（３年間）

３　団体の概要等

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| 団体の概要 | テクノトラスト　株式会社は、平成１２年に設立され、駐車場設備の設計施工及び保守並びに駐車場運営管理を中核事業とし、県内他市においても指定管理者として市営駐車場の管理を行っている。 |
| 過去の実績 | なし |

４　指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、公募による指定管理者制度を初めて導入することを考慮した。

５　指定管理の内容

⑴　駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務

⑵　駐車場の使用許可に関する業務

⑶　駐車場の利用料金の徴収に関する業務

⑷　その他駐車場管理に関して必要と認める業務

６　指定管理者の選定理由

本市営駐車場の適切な管理が見込まれることに加え、災害等の緊急事態に備えた自動販売機の設置やカーシェアリング等の付加サービスを行うことによるまちの新たな魅力を創造する提案がされる等、市民サービスや行財政運営の向上、本市営駐車場の効率的な管理運営が期待できると判断した。

**議案第７２号**

**指定管理者の指定について**

（説　明）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、フラワーパーク沖塚原の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

| 公の施設の名称 | 指定管理者となる団体の名称、<br>主たる事務所の所在地及び代表者名 |
|---|---|
| フラワーパーク沖塚原 | 株式会社　ファーム沖塚原<br>射水市沖塚原４１１番地<br>代表取締役　古澤　繁則 |

２　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（５年間）

３　団体の概要等

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| 団体の概要 | 株式会社　ファーム沖塚原は、組合員の農業生産についての協業を図ることによりその生産性を向上させ、組合員の共同の利益を増進することを目的に活動している団体である。 |
| 過去の実績 | フラワーパーク沖塚原<br>令和６年４月１日から令和９年３月３１日まで |

４　指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

５　指定管理の内容

⑴　施設及び設備の維持管理に関する業務

⑵　施設の使用許可に関する業務

⑶　施設の利用料金の徴収に関する業務

⑷　その他施設の管理に関して必要と認める業務

６　指定管理者の選定理由

これまでの実績を活かし地域の新たな事業モデルを築いていくことで、地域のさらなる発展が期待できることから、優れた提案であると判断した。

**議案第７３号**

**指定管理者の指定について**

（説　明）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、射水市新湊交流会館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

| 公の施設の名称 | 指定管理者となる団体の名称、<br>主たる事務所の所在地及び代表者名 |
|---|---|
| 射水市新湊交流会館 | 海王観光開発　株式会社<br>射水市津幡江７３８番地１<br>代表取締役　八嶋　祐一郎 |

２　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（５年間）

３　団体の概要等

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| 団体の概要 | 海王観光開発　株式会社は、土地、建物、設備等の清掃・管理事業や新湊地区の空き家・古民家等の遊休不動産を宿泊施設として再生・運営する事業等を行うことを目的として、令和８年８月１８日に設立された。 |
| 過去の実績 | なし |

４　指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

５　指定管理の内容

⑴　施設及び設備の維持管理に関する業務

⑵　施設の使用許可に関する業務

⑶　施設の利用料金の徴収に関する業務

⑷　その他施設の管理に関して必要と認める業務

６　指定管理者の選定理由

地域との連携や地域活性化につながる事業計画に加え、施設の稼働率向上に向けた具体的な取組が提案されていることから、今後の施設の活性化が期待できる点を高く評価した。

**議案第７４号**

**指定管理者の指定について**

（説　明）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、射水市いきいき長寿館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

| 公の施設の名称 | 指定管理者となる団体の名称、<br>主たる事務所の所在地及び代表者名 |
|---|---|
| 射水市いきいき長寿館 | 株式会社　技研サービス<br>岐阜県岐阜市薮田南３丁目７番２０号<br>代表取締役　棚橋　泰之 |

２　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（５年間）

３　団体の概要等

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| 団体の概要 | 株式会社　技研サービスは、建物・設備の維持管理、各種警備業務、受付・案内業務、給食調理業務その他公共施設等各種施設の管理運営等に係る事業を営むことを目的として設立された。<br>指定管理者としての実績は全国７府県７４施設に及び、福祉施設、公園、体育施設等、幅広く管理運営している。 |
| 過去の実績 | 射水市いきいき長寿館<br>令和２年４月１日から令和５年３月３１日まで<br>令和５年４月１日から令和９年３月３１日まで<br>射水市新湊交流会館<br>平成３１年４月１日から令和４年３月３１日まで<br>令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで<br>いみず市民交流プラザ<br>令和６年４月１日から令和９年３月３１日まで |

４　指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

５　指定管理の内容

⑴　施設及び設備の維持管理に関する業務

⑵　施設の使用許可に関する業務

⑶　施設の利用料金の徴収に関する業務

⑷　その他施設の管理に関して必要と認める業務

６　指定管理者の選定理由

当施設の指定管理者として、これまで７年間にわたり施設の適切な管理及び適正な運営を行ってきた実績に加え、県内外の様々な施設の管理運営を通じて培った経験やノウハウを生かした取組は、施設の更なる活性化が期待できると評価した。

**議案第７５号**

**指定管理者の指定について**

（説　明）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、いみず市民交流プラザの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

| 公の施設の名称 | 指定管理者となる団体の名称、<br>主たる事務所の所在地及び代表者名 |
|---|---|
| いみず市民交流プラザ | 射水市商工会・射水市社会福祉協議会　いみず市民交流プラザ指定管理業務共同体<br>射水市戸破４２００番地１１<br>会長　織田　寿一 |

２　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（５年間）

３　団体の概要等

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| 団体の概要 | 射水市商工会・射水市社会福祉協議会　いみず市民交流プラザ指定管理業務共同体は、射水市商工会と射水市社会福祉協議会が共同でいみず市民交流プラザの施設運営・管理に当たることを目的として、令和８年９月７日に設立された。 |
| 過去の実績 | なし |

４　指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

５　指定管理の内容

⑴　施設及び設備の維持管理に関する業務

⑵　施設の使用許可に関する業務

⑶　施設の利用料金の徴収に関する業務

⑷　その他施設の管理に関して必要と認める業務

６　指定管理者の選定理由

地域のネットワークを活用し、人と人とのつながりを創出する取組が提案されている。また、射水市商工会と射水市社会福祉協議会の、それぞれが有する特徴や強みを生かして自主事業を展開することにより、施設の効果的な活用と地域の活性化が期待できることから、優れた提案であると判断した。